

# ㊦ 学校生活相談体制充実事業 (旧・こどもの権利支援事業)

心の支援課

## 1 事業目的

学校生活における児童生徒の不安や心配など悩みを解消し、学校におけるいじめを未然防止するとともに、学校生活に関する様々な問題の改善を図る。

## 2 事業内容

### (1) 学校生活相談センターの電話相談

いじめや不登校など学校生活における児童生徒の様々な悩みについて、相談に応じるため、電話相談窓口を設置する。

「こどもの権利支援センター」を「学校生活相談センター」に改称し、いつでも相談ができるよう24時間体制で相談を受け付けるとともに、指導主事のほか臨床心理士が相談に応じることで、いのちに関わる相談等に対して専門的な見地からカウンセリングやアドバイスを行う。

**学校生活相談センター** (心の支援課内)

(こどもの権利支援センターを改称)

### 24時間いじめ相談ダイヤル ~いじめ・いのち・学校生活の悩み~

<b>【目的】</b> いじめ等の悩みをいつでも相談ができる よう24時間体制の電話相談を行う	<b>【メリット】</b> ◎ 他課や市町村教委との連携が可能 ◎ 24時間対応可能 ◎ 来所相談も可能 ◎ 相談の内容に応じ学校生活や心の 悩みに対応が可能 ◎ カウンセリング機能の充実
<b>【対象】</b> 児童生徒・保護者	
<b>【担当】</b> 指導主事・臨床心理士	
<b>【曜日】</b> 毎日	
<b>【時間】</b> 24時間対応 (休日及び夜間…専門業者委託)	

### (2) いじめ、暴力等防止のための学習活動

いじめや暴力、不登校の経験者を人権教育講師として学校へ派遣し、児童生徒・教職員・保護者の意識を高め、いじめ等の防止を図る。

3 平成27年度予算額 1, 182万8千円